

だされたいのです。そのぐらいなものですか、もう少しありはしませんか。政府として国民にできるだけ親切に、具体的な例を明らかに示しなすておく方がよい。たとえばわれ／＼が海外に旅行しようと思うときに、この第十三條第五号にぶつかると。われ／＼は法律を標準にして判断するのです。法律を標準にしないでは、ただ漠然と、自分のやろうとしておることが、著しく且つ直接に日本国の利益又は公安を害する。だらうかどうかということ、は、われ／＼には判断できないのであります。その基準を示すのが法律である。その法律があることが、われ／＼が安心して国家生活を営むことが出来る基礎になつておるのでありますから、それを明らかにしてもらわなければ、われ／＼は判断することはできません。だから今示された法律のほかに、私はもつと親切にお示しを願ひたいと思ひます。これは今後のもともありますので、この際できるだけ詳しくお話願ひたいと思ひます。

○林政府委員 実は私の方として一々の法律をあげるのにはな／＼困難であると思うのでございますが、この点につきましては外務当局よりもお話があるかと思ひます。しかし大体の考え方といたしましては、先ほど申しましたように、外務大臣が判断をいたします場合の基準を、立法技術的には相当具体的にここに書いたつもりでございます。これだけの條件があれば、やはり相当判断は慎重を期せられますし、またこの判断に対しては異議の申立ての手段もござります。またその異議の裁定が違法な裁定であれば、当然訴訟の道もあるわけでございます。その

ういうことによつてこの第十三條の運用の適正が期せられると思うのでござります。例はいろいろあるかと存するのではありませんが、今ここで私がお答えいたしますよりは、あるいは外務当局からお答えくださつた方が適当じやないかと存じます。

○黒田委員 それではこれは法務府関係でも外務省でもよろしうござります。日本法律に定められてない行為であつて、しかもなお日本国民として「著しく且つ直接に日本国の利益又は公安を害する行為」と認められるような場合は、一体どんな場合でありましょうか。日本国の利益を害し、あるいは公安を害するというのは、具体的にはこういう場合であると法律で定められて、これに當る場合に利益を害し、公安を害することになるのだ、それ以外のものは法律には触れない、すなわち「著しく且つ直接に日本国の利益又は公安を害する行為」にならぬのだ、こういう標準で私どもは日本国民として生活しておるのであります。このことは皆さんにもおわかりになつておると思ひます。法律に定めてある以外の行為で、かつてに政府の行政的な認定で「著しく且つ直接に日本国の利益又は公安を害する行為」を日本国民がやつておると、行政官庁から認定せられては、国民の法律生活の安定はあります。私はこれを言つておるのである。だから法律にないことで、しかもなお「日本国の利益又は公安を害する行為」というのは、それではどういふことか、これを私は聞いておきたいのであります。

○林政府委員 先ほど私の言葉が足らなかつたかと存じますけれども、ここに書いてござります通りに、一応の予防的な情勢判断でございまして、その行為が実現した場合に大体刑罰法令に触れる行為、こういうふうに考えるわけでございます。必ずしもすべての刑罰法令で罰しておるわけでもございせんので、当然にその行為が刑罰法令に触れなくても、それが実現性があります場合に、相当刑罰法令に触れるおそれのある行為、こういう場合にはある程度の判断ができるのじやないか、かように考えておる次第であります。

○黒田委員 これは外務省関係の方に尋ねたいと思ひますが、今回の旅券法案の中に初めて第十三條のような内容を持つ條文が設けられたのはなからうかと私は思ふのであります。従来ありました昭和二十五年一月二十一日、政令第十一号連合国最高司令官の許可を得て海外に渡航する者に対して発給する旅券に関する政令、それからもう一つ、外国旅券規則、昭和十年七月二十二日外務省令第八号、この政令なり規則なりには、今回の旅券法案の第十三條のようなものはなかつたと思ふのであります。なぜ今回の旅券法案に限つて、このような條文を設けられるようになったのか。今まで案に限り、このようにしたものを、特に今回新たに設ける意味はどこにあるか、この点をお伺ひしたいと思ふのです。これは先ほど法務府の方が申されましたように、元来私どもは旅行の自由というものを認められております。これは日本の憲法で認められておるだけでなく、大体、世界的にどの国の人も日本に自由に来ることができ、また日本からどの国にでも行けるようになるというものが、理想でもありますし、ま

たそういうように次第になりつつある。国際間の各国民の相互の出入国関係の趨勢は、そういう世界主義の方向に進んで来ておると思ふ。そういう全般の傾向から見まして、これに反した内容を持つような條文にこの條文があるのではなからうか、そういうおそれがあると思ふのです。特にこの條文を設けました理由を念のためにお聞きしておきたいと思ひます。

○樺島政府委員 このたびの法律は、従来行われておりました政令の趣旨を大体くんでおる点で、こういうような関係が考えられましたが一つ、それから従来戦争以前にありました外務省の渡航関係の規則にはなかつたが、これが入つたのはどういふことかという御質問でござります。従来も旅券の発行については規則には書いてありませんが、大体この條文にあるようなことも含めて、ある程度の旅券の発行が行われておつたわけでありまして、それからまたほかの国の例を申しますと、国によつては旅券規則そのものにこういう規定は書いてない国がありまして、實際問題は行政措置によつていろいろその先例が設けられ、それに対しての司法的な判例もそろえて、ここに書かれておるような一種の渡航についてのある程度の制限を行政上加えるといふことは、アメリカほか、大体そういうような先例になつておるわけでありまして、特に日本がこれについて全然そういうほかの国の例とは反したかつて、こういうものを設けるというところではないと存じております。

○黒田委員 従来規則ではどういふところにそれが書いてありますか。た

だ全般的趣旨から言へばといふのはよくわからぬのであります。たとえば外国旅券規則のどこにこの第十三條に當るようなものがあつたのでありますか。私はないと思ひますが、あつたのでしようか。

○樺島政府委員 従来憲法の建前、法律の建前では、外務大臣の自由裁量になつておつたわけでありまして、しかしながらこれに書いてありますような趣旨は、外務大臣の方でよく含んで自由裁量で行つておつたわけでありまして。

○黒田委員 そうすると規則の上にははつきりとは書いてなかつた、こういうのですか。

○樺島政府委員 戦前の旅券規則には書いてございせん。

○黒田委員 そこで私は従前の規則には書いてなかつたのに、特に今回こういうような非常にいかめしい條文が挿入されたものであります。その理由をお聞きしてみたいのであります。外国の例にあると言われましたが、これはひとつ資料としてぜひお示し願ひたいと思ひます。

○林政府委員 従来旅券規則になくして今度入れた理由について、今外務省の樺島管理局長から御説明がありましたが、ちよつと補足して申し上げます。

従来憲法では、もちろんただいまの日本国憲法の第二十二條のような規定はつきりとはなかつたわけでありまして、従ひまして当時におきましては、外務大臣のある程度の裁量権が當然認められておつたわけでありまして、新憲法におきましてはこの第二十二條の規定がござります。従ひまして旅券を

交付する、しないということは、もちろんここでは外務大臣が自由裁量をもつてやるべき行為ではございません。ある程度、公共の福祉に合うか合わないか、憲法十二條十三條の趣旨によつて、公共の福祉上の制限ができるということだと思ふのであります。従いましてその公共の福祉による制限がいかなる場合にできるか、こういう基準を厳格に書いたのがこの立法趣旨でございます。むしろその点は従来よりも人權の保障をはつきりさせる意味で書いたわけでございます。

○黒田委員 そうしますと、ちよつと外務省の方にお伺ひいたしますが、旅券規則には具体的に條文は設けてないけれども、大臣の自由裁量によつて、第十三條のような場合に該当したと認められたために一般旅券の發給を拒否した。そういう例がありましたら、ひとつお示し願ひたい。

○優遇政府委員 今ここに具体的な例を持つて来ておりませんので、また適當な機会に御説明をしたいと思ひます。なおつき御質問のときにもありますた外國の例であります。これもまたあとで提出したいと思ひますが、米國の例を申し上げます。忠誠を欠く行為のあつた者、福祉や國の政策に反する行為をする者、または國際信用を害するような者に対しては、旅券の發給を拒否することができ、實際上拒否しておるといふような例がございます。この關係はまたあとで資料を提出したいと思ひます。

○黒田委員 これ以上あまり長くは質問はいたしません。もう一点簡単に私の意見を申し上げておきます。今法務府の方が公共の福祉のためにこういう條文

を設けたと言われましたが、公共の福祉という問題は、非常にむずかしい問題で、ある人はある行為が公共の福祉に反すると思ふが、また別の見方からすれば、そうではないといふことにもなるので、公共の福祉による憲法上の基本的人權の制限という問題は、非常に重要な問題であります。また非常に議論のある問題だと考えます。そこで私どもからいへば、いかげんに公共の福祉といふことを利用して法律をつくられては困ると考えております。これは抽象論でありませんが、具体的にいいますと、今經濟關係の一、二の法律を法務府關係の政府委員から御説明になりまして、まだ何かそれ以外に、特にこのような條文を設けなければならぬ、特に第五号を設けなければならぬ、というような場合があるか、これについて、具体的に何か法務府の方で考えておられるような点がございせんでしょうか。

○林政府委員 私先ほど大体經濟關係の法令のことだけを申し上げまして、申し落しましたけれども、もう一つの例といたしましては、刑法の、たとえば内亂罪、國交に關する罪及び陰謀のようなくとも予想されるかと思ひます。

○黒田委員 そういうふう具体的にいろいろとあげれば、まだいろいろあると思ひます。私の申したいのは、國民には抽象論ではわかりませんが、できるだけ親切に具体的に示す、かくかくの法律があるといふことは、それが公布せられておりますからわかっております。そこで、こういう法律に觸れるようなおそれのある場合にはいけ

ないのだぞといふことを、なるだけ私にはつきりと示していただきたいと思ひますので、今まで御質問申し上げたのであります。

それからその次に、これは質問ではあります。先般お願いしておきましたたが、第十三條の第一号に該当する外國の法令、たとえばアメリカにしましても、フランスにしましても、イギリスにしましても、どういふ外國人は自分の國に入れない、そういう法令を資料として御提出くださいますようにお願いしておきました。まだできておりませんでしょうか。

○優遇政府委員 きようその具体的な例を持つて参りましたから、英國、ベルギー、漢洲、米國、カナダ、ブラジル、メキシコ等について、現在政府の承知している關係を資料として提出しておきます。

○黒田委員 それをひとつ御配付願ひたい。

○優遇政府委員 実はまだ少しタイプが遅れておまして、この程度で持つて来ておりますから、これを委員會の方に提出するつもりであります。

○守島委員長 黒田君、もうよろしうございませう。

○黒田委員 よろしうございませう。

○守島委員長 それでは旅券法案に關する問題は少しおきて、次に國際連合食糧農業機關章を受諾することについて承認を求めの件を議題といたします。質疑は通告順に許します。北澤君。

○北澤委員 食糧問題は日本でもきわめて重要な問題でございます。日本の食糧問題は、結局、國際的な世界の食糧の需給と申しますか、これによつて非常に大きく影響されておるわけでありまして、先般FAOの總會に提出されました報告によりますと、世界の主要穀物生産量は、戦前に比べて九%増加してあるにもかかわらず、世界の人口は、一三%ふえており、食糧の増加に比べて、人間の方がいふておる、従つて食糧の需給は、それだけ供給よりも需要の方が増加している、こういうような報告があるのではありません。これについての今後の見通しであります。世界全体の食糧の需給という問題につきましても、需要が供給に比べてだん／＼ふえるといふようなことになると思ふのであります。いかがですか。

○永井説明員 ただいまの御質問は、世界の人口と食糧との關係についての將來の見通しという点にあつたかと存じます。FAOの報告におきましては、御指摘の通り、今後の人口の増加と食糧の増産とがとり合はないう危険があることを述べておるわけでありまして、現在の世界の食糧の状況を見ますと、食糧全体についてそういうことが言えるわけで、これはFAOの指摘している通りであります。ただ純粹に内容をとつてみますと、たとえてみますと、小麦につきましては現在すでに需給關係が比較的バランスしつゝありまして、それに反して米につきましては、米食人口の増大と、米の生産の回復が遅れているために、非常に緊迫した不足の状況が続いておるわけでありまして、一概には申せないのであります。その理由につきましても、人口と生産の關係という單純な數學的關係のほかに、時々刻々の經濟購買力と生

産の關係が入ります。さらに生産の回復しておらない事情の中には、技術的な問題のほかに、治安その他の政治的な状況も入ります。食糧の將來の需給の見通しというものは、世界的に見て、必ずしも簡單に一概に言ひ得ないと思ひますが、ただ小麦については、回復の度が非常に早くバランスしつゝあるように見受けられます。米につきましても漸次事態は改善されつつあるといふことができます。ただ全般的に常に入口と食糧のバランスがとれてないといふ危険は、今後も世界的に見てあるうかと思つております。御質問にお答えできたかどうか知りませんがこれで御了承願ひます。

○北澤委員 ただいま御説明がありましたが、日本としては特に米の問題が最も大きいのであります。結局米は世界でも大体東南アジアにできる。ところが東南アジアの地方は、ただいま御説明がありましたように、治安その他の關係で戦前ほどの生産に至つておらぬ。こういうことから考えますと、世界の米食人口と米の生産供給とがものとの間に、非常にアンバランスが出て来るというわけでありまして、世界の米産地としての最も重要な地位を占めていた東南アジアの米の生産の状況は、一体現在どういふふうになつてゐるか、戦前の程度まで行くには大体どのくらいかかるか、そういうふうな見通しがありましたら、参考までに伺ひたいと思ひます。

○永井説明員 東南アジアの米の状況は、結論的に申しますと、戦前のノーマルな時代より現在はまだはるかに以下にございまして、戦前は、ごく大ざつばに申しまして、東南アジアのビル

マ、タイ、佛印の三国が主要な米の輸出国でございました。おおむねその三国でインド、マレー、日本、フィリピンその他の人口過剰な国への輸出を十分まかなつておつたのが戦前の状況でございました。インドシナ——現在ではヴェトナムとカンボジアでございますが、インドシナの米の生産はよくわかりませんが、輸出に向け得る数量は戦前百万トンないし百五十万トンが平均でございましたが、現在わずかに二十万トン程度が見込まれる程度でございます。ただ戦前のレベルに達したのはタイだけであります。ビルマもその治安上、まだ戦前の半分の程度の輸出よりしかありません。今年も各地の米の情報を待ち寄つて検討する会合が、暹羅シンガポールで開かれました。そのときの情報によりまして、ビルマ、インドシナの回復はまだ非常に見込みが薄いという情報がありました。なおしばらくの間、両国の輸出が回復するまでは時間がかるのではないかと考へております。

○北運委員 たいま御説明のよう

に、米の生産がなか／＼予想通りに進んでおられということになりますと、将来の世界における米の値段は一体どうなりますか。日本はどうしても相当量の食糧、米を輸入しなければならぬ。従つて世界における米の値段が一体どうなるかということは、日本の食糧政策に非常に重要な問題だと思ひます。そういうふうな米の供給が人口に比較してだん／＼少くなるということになりますと、結局世界における米の値段が上つて来るといふふうなことになるまして、日本が輸入する場合に相当大きな問題になると思ふのであります。

すが、一体将来世界における米の市場価格は、だん／＼上つて来るといふお見込みでありますかどうか、この点をお聞きしたいと思ひます。

○齋藤説明員 将来の米価についての見通しはかん／＼とお尋ねでございますが、これは先ほど永井説明員からお話がありました、今後の世界の需給状況のいかんということにも大きく関係してあるわけでありまして、世界全体を通ずれば、米麦を通じて戦後一時的には相当緩和するといふふうな事態も生じて、そういうふうな状況におきましては、米についての不足があまりあつても、やはり世界全体の食糧関係から、それにつれて価格も安定して来る、こういうふうな足取りをたどつて参ります。また朝鮮動乱が起りましてからの世界的な経済的影響をも受けた場合にはおきましては、価格もそれに上つて一時的に上つて来ておる。こういうふうな状況でありまして、米のみがこういう状況にあるから一方的に上るといふふうには必ずしも考えられませんが、ただ現状においては動乱の影響を受けて、価格もまたそれに伴つて、日本に輸入するといふような場合において、輸送費の増加といふような影響を受けて上りきみになつて来る。こういう状況であります。

○北運委員 大体米その他食糧の値段の見通しにつきまして伺つたのであります。そのうち、そういうふうな食糧の供給と人口とのアンバランスがあるわけでありまして、これは将来の世界の食糧の問題に大きな影響を持つておると思ひます。そこで食糧が安定することが最も大事なのであります。この間もこの委員会

員会で承認した例の国際小麦協定も、結局国際的に小麦の値段を安定させようという目的であると思ひますが、このFAOにおきまして、世界における食糧の需給調整、これと並んで農産物価格の安定、他にもいろいろの案を持つておるようでありまして、これが今日までなか／＼実現しておられようであります。この政府の説明書の中にもあるように、世界食糧局を設けるとか、あるいは基本食糧の国際的割当をするということによつて、食糧価格の安定、あるいは食糧の需給調整をやるうといふような試みを、このFAOにおいてもやつておつたようでありまして、これがなか／＼今日まで実現し得ない状態にあるようであります。こういう問題につきましては、今後FAOにおきまして本格的に取上げてやるような機運が参りますかどうか、これをひとつお伺ひしたいと思ひます。

○永井説明員 御指摘の通り、世界の食糧の需給を安定させ、価格を安定させるということは、FAOの今までの一番関心を持つて来たところでございます。その具体的な提案が、御指摘の通り、食糧局をつくるという提案として以前に現われたのであります。が、国際的にこういう企図を実現させることは、それ／＼生産国、輸出国、それから生産国、輸出国におきまして、いろいろ條件の違つた国々の意見をたたくといふことは、必ずしも容易でありませんので、現在までのところ、一応の企図は実現せずに来ておりますが、需給を調整する、特に農産物は天候に左右されるために、非常に価格の変動がはげしい。これを何とか緩和するといふ問題、長期の安定をさせるという

ことと、需給の面と価格の面とから安定させるということとは、FAOの非常に関心を持つておるところでございます。そので、今後必ずしも今まで行われたいような形で実現して行くかどうかはわかりませんが、そういう企図はFAOとしてもあらゆる面から進めて来るものと考へております。

○北運委員 次にこれに関連して食糧対策の問題について伺ひたいのであります。が、平常時においては日本における食糧の価格の方が、外国における食糧の価格よりも高いというのが現状であります。日本の食糧の統制をしておる現在、輸入食糧の方が高くて、国内の食糧の方が安いのであります。が、統制がなくなれば、大体日本の食糧は外国の食糧より高いのは当然であります。と申しますのは、御承知のよう

に、日本の農業は非常に零細農でありまして、従つて日本におきます農産品のコストが非常に高いといふことから、自然日本における食糧の値段は非常に高いのであります。この日本における食糧の値段が、外国における食糧の値段より高いといふことは、結局日本の経済の根本に大きな影響があるものであります。結局これが将来日本が外国貿易場裡に出て、外国と競争して発展をするといふためには、どうして日本品のコストを下げる必要がある。従つてコストの中で相当の部分を占めてゐる食糧の値段を下げて行くといふことが、将来日本が貿易を発展させる上に必要でありますから、現在の状態では、どうしても日本の食糧の値段は、外国の食糧の値段より高くなるという形勢があると思ふのであります。が、一体政府は日本におきます食糧

の値段が、世界における値段よりもあまり高くならぬようにするために、どういふふうな方針を考へてゐるか、この点をお伺ひしたいと思ひます。

○齋藤説明員 たいま、将来日本の食糧の価格と輸入食糧の価格の乖離が生ずることがあるではないかという御指摘があつたのでございますが、われ／＼農業のことに携わつてゐる者としても、その点については常に重要な関心を持つてゐるわけでありまして、目下のところは、何よりも増産といふことに重点を置いておりますけれども、常にその乖離につきましては、一面増産、一面農業経営の合理化といふことを考へまして、将来これに対応する価格競争に十分たえて行くような方法をとるべき必要がある。従ひまして、当面の食糧増産に、土地改良等の重点的な施策を講ずるといふ方法をとつておりますけれども、これはまた同時に将来に備へる経営の合理化、生産費の切下げといふような点を考慮した政策の一環であるわけでありまして、またかような方法をとりまして、たとえば麦のごときにつきましては、大量生産をやつてゐる海外の小麦が安価に入つて来るといふような事態も考慮いたしまして、先般の関税法におきましては、かような事態に備へるためのある程度の保護関税を設けるような用意もされておるようなわけでありまして、そういうふうな事態も考慮しつつ、常にその政策をとつて行く必要があるといふふうな考へておるわけであり

ます。

○竹尾委員 関連して……。今生産の合理化といふことを述べられました。が、生産の合理化につきましては、具体

的な御構想何かございまいしょうか。

○齋藤説明員 今申し上げましたことを敷衍することになると思いますが、結局農業の生産の合理化をはかるためには、日本のような小農経営の場合には、おきましては、一面、何よりも反収を増大するということが、他面に労働の合理化をはかつて行くという以外にはないわけでありまして、さしあたりの増産という面と同時に、生産のコストを引下げるといふ意味におきましては、反収の増大、つまり土地改良の推進ということにおきまして、重点が置かれておるわけでありまして、しかし同時に畜産であるとか、あるいは機械的導入であるとかいふような直接的なコストの引下げ、あるいは多角化による経営の合理化という点についても、十分考慮をいたしておるわけでありまして、

○北澤委員 ただいま御説明がありまして、日本における食糧の価格をなるべく下げるようにしたいということ、政府の方でもいろいろ御努力なされておることを承知したのでありますが、このFAOの規定によりまして、たとえばFAOの任務として、天然資源の保全及び改良された農業生産の方法の採用、それからまた食糧及び農業生産物の加工、販賣及び分配の改善、適当な国内的及び国際的農業信用の供与を目的とする政策の採用、こういうふうないろいろあるものであります、こういうふうなことであります、日本は、FAOに参加しますれば、国連から農業技術の改善その他についても、いろいろ援助を受けるのであるかどうか。あるいはまた、ただいまお話がありましたように、日本に

おきまして土地改良をするという場合、相当の金がいる。ここに書いてあるような国際的農業信用というふうなことで、日本の土地改良のために、FAOのあつせんによつて外資を導入し得るものかどうか、そういう点について伺いたい。

○齋藤説明員 FAOを通じて、わが国の農業の技術的發展についての協力が得られるかどうか、という点についての御質問があつたわけでありまして、わかれ／＼としても、もちろんFAOへの加入後におきましては、もしかような事態が生じますならば、当然これらを通じて援助を受けたいというふうな考えでおるわけでありまして、ただわが国における農業は、東南アジアにおける農業と比べまして、比較的技術的にも進展しておるわけでありまして、今後どういふふうな技術援助を受けるか、ということにつきましては、一概には申せないのでありますが、ただ終戦後におきまして、司令部の好意によりまして、たとえば二四Dとか、DDTといふような農薬の導入とか、個々の具体的な問題について、やはり相当の援助を受けることがあつたわけでありまして、そういうふうな具体的なことが考えられるのではないかと申したのであります。それから外資の導入については、これについては、わかれ／＼として、具体的にどうだといふふうなことは、過去の議事録等に現れた例から見ますと、たとえばオーストラリアにFAOの調査団が派遣されて、その調査団の勧告に基いて、アメリカの経済

協力局から融資の提供が行われたといふことを聞いておる程度でありまして、日本については具体的にどうかといふことについては、ちよつとお答えできかねます。

○北澤委員 日本の食糧問題というもので、これは日本だけで解決するものでなくして、結局国際的な問題において、日本の食糧問題なり農村問題の解決をしなければならぬと思つております。そういう点から申しまして、日本は大いにFAOのような組織を利用して、国際的の関連において、日本の食糧問題あるいは農村問題の解決に資してもらいたいと思つております。そこで、もう一点だけ伺つて私の質問を終りますが、このFAOにはたくさんの方々が参加しておるわけでありまして、一九五一年六月末現在で六十六箇国入つてゐる。そのうちでアジア関係の国が相当多い。たとえばアフガニスタン、あるいはビルマ、カンボジア、セイロン、中国、インド、インドネシア、韓国、パキスタン、フィリピン、ジャバ、ガエトナム、こういうふうな東南アジア関係の国が非常に多いのであります。もちろんこれはアジアには農業国が非常に多いわけでありまして、当然であります。こういう点から申しまして、日本と東南アジアとのいろいろな経済協力の問題があるものであります、農業の面におきまして日本と東南アジア諸国との協力ということでは、相当大きな問題であると思つております。現にアメリカの後進国開発計画、あるいはイギリスのコロンボ計画といふようなものを見まして、東南アジアの農業開発については、相当のウェイトを置いておるといふ

にわれ／＼は見えておりますので、私はこういうふうな東南アジアの経済開発に關通して、日本が農業の面で、この東南アジアの経済開発に協力するといふことが、日本と東南アジアとの善隣友好の關係を増進する上に、最も適當なことであると思つております。

大ざつぱに申しまして、日本の農業技術は、東南アジアの農業の現状を見ますときに、はるかに國抜けておると思つております、こういう面におきましては、日本は東南アジアの農業開発に、相当援助し得る立場にあると思つております。それによつて東南アジアの食糧の増産をはかり、そして日本に對する東南アジアからの食糧の輸入に寄与し得る点から申しまして、日本が東南アジアの農業等の開発に大いに協力してやる必要がある。特に現在日本ではバルブが非常に欠乏しているわけでありまして、東南アジアには相当林産資源があるものであります。こういうふうな東南アジアの林産資源の開発にも、日本が協力して、これによつて林産資源の日本に對する輸入を増進するといふようなことも考えられるわけでありまして、従いまして、私はこういうふうな農業、林業の面におきまして日本が東南アジアの開発のために、英米その他と協力して積極的に努力するといふことが、最も時宜に適當なことではないかと思つております、そういう点につきまして政府はどういう考えを持っておるか、それを伺つて私の質問を終ります。

○永井説明員 ただいま御指摘の通り、東南アジア諸国の経済開発に協力するといふ面において、農業の開発援助に大いに協力するといふ点はまつたく同感でございまして、FAOにおきまして、これに對して非常な協力を盡しております。日本がこれに参加いたしますれば、なお今の東南アジアの開発に、これを通じてまた一層積極的に参加し得ることとなると考えております。

○守島委員長 竹尾君。昨日政務局長は、このFAOは政治的意味を含まない機關である、こういうぐあいに御答弁されております。外務當局にいたしましては、そう答弁されるのがあるいは當然かと存じますが、どう考えましても、私はこの機關はやはり大きな政治的意味を持つておると思ひますが、この点につきまして、もう一度お答えを願ひたいと思ひます。

○島津政府委員 私昨日申しましたのは、この機關が食糧、農業といふような具体的な問題に關します専門的な機關であるといふ意味で、政治的なものではないといふふうな御説明を申し上げたのでございまして、政治的といふ意味の御解釈次第と思ひます。全然政治と關係ないといふことももちろん断言できないわけではございますが、大きな国際的な協力といふことが、政治的な意味があるといふことになりまして、まあ、もちろんこれは政治的な意味があるわけではございます。私が申し上げましたのは、具体的な食糧や農業の部門、そういう部門の専門的な機關とい

う意味で申し上げたわけでござい
ます。全然政治的の意味がないとい
うことは申し上げなかつたと思いま
す。

○竹尾委員 この機関の中にコミン
フォルムの加盟国が、全然入つてい
ないとは申し上げられないでしょう
が、ほとんど入っていない。これは
やはりそれに關連して入らない何
か理由があるのではありませんか。

それからここでハンガリーが一
九五一一年一月に脱退してある。こ
れはどうか、理由の御説明になりま
しうか、ひとつ伺います。

○島津政府委員 ただいま御指摘の
やうな国が入りません理由は、どう
もはつきりわからないのでございま
す。これはただ私だけの想像でござ
います。やはりこの機関に全面的に
入つて協力するといふ点において、
何と申しますか、積極的に協力する
気持がない面があるのじやないか。
一応想像でございしますが、よくわ
かりません。

○黒田委員 ちよつと政府にお尋ね
いたしますが、日本はまだ国際連
合に正式の加盟はいたしてござい
ませんが、国際連合に加盟してある
国と、しからざる国との間にF.A.O.
に参加した場合、何か権利義務の
關係についてあるのではありません
か。

○島津政府委員 全然差はないと思
います。

○黒田委員 念のためにもう一度。こ
のF.A.O.の場合、これははつきり
と国際連合の専門機関といふこと
になっております。しかし日本は
まだ国際連合には参加していません
。この二つの事實があることを考
えに入れますと、国際連合に入つて
いなくても、むしろF.A.O.には
加入できますから、今日この

ことが問題になつてゐると思つた
りますが、この国際連合の専門機
関は、国連との間のいさゝかとり
きめをするといふ關係があります。
そのとりきめをいたします場合に
は、F.A.O.の總會でF.A.O.とし
ての意思を決定するわけでありま
す。そうしますと、国際連合に
加盟してない国が、国際連合の
専門機関の意思決定に参加でき
ないといふことになると思つた
りますが、この点何か差別を受ける
ようなことはあるまいかと。こ
れを御説明願ひます。

○島津政府委員 この機関に關する限
り、何らの差別はございせん。

○林(百)委員 ちよつと關連して
。竹尾委員からの質問で、社会主義
国あるいは人民民主主義国がこれ
に全然加盟してゐない。それが加
盟してゐないといふことは、何か
協力するに都合が悪いといふこと
があるのだから、非常に抽象的な
説明なのだが、どういふ都合が悪い
といふ意思が出て来ないとお考
へになりますか。

○島津政府委員 別に具体的な資料を
私持つておりませんので、ただ個人
の想像として申し上げたのでござ
いまして、さしきわがございませ
ん。

○林(百)委員 取消されちや困るの
で、内容を聞きたいわけですが、
取消されたんじや、けんかになら
ない。ハンガリーが一九五一一年
一月二十六日に脱

退した、この理由は何か。それ
はお調べでしょう。

○島津政府委員 判明してございま
せん。

○林(百)委員 判明してゐないだけ
じや、どうも責任を果したことに
なりませんので、決して討論の材
料に使用しないであらうと思つた
りますが、決して討論の材料に使
うためにやるのであらうから、率
直にお答え願ひたい。私はこれは
討論をやらぬつもりです。安心し
てもう少ししわかつたら説明して
いただきます。

○島津政府委員 取消することによ
りますが、今日までこの機関から
発表になつております文書には、
その間の事情が記載してございま
せん。

○竹尾委員 それでついでにひとつ
調べていただきたいと思つたので
すが、イタリアが入つてゐない
が、これはどうなつてございま
すか。

○島津政府委員 イタリアは入つて
おります。

○林(百)委員 表決数はどうなつて
おりますか。これは一國一票で
多数決ですか、それともやはり分
担金の割合による表決数ですか。

○島津政府委員 一國一票でござ
います。

方針は、アメリカがイニシアを握
るやうな方針がきまつて、それが
農産品に適用されるやうなことに
なりはしないであらうか。たと
えばこれをみると純粹に技術的
といふ問題ばかりでなく、この第
二條の第二項の(a)には「食糧
及び農業生産物の加工、販売及
び分配の改善」とございまして、
全般的に世界的に食糧が過剰傾向
になるのを、どう分配するかとい
ふことになり、アメリカの意向が
非常に強く反映して来ると思つ
ます。

○島津政府委員 そうですね。それ
から(c)の「農業商品の採用」に
關する國際的政策の採用、國際
政策とありますけれども、やはり
重要な農業生産品であるアメリカ
とか、カナダとか、やうな國の
決定権が、非常に大きな力を及
ぼして来るやうなことになると思
つたのであります。そうすると、
農業が非常に遅れた日本が、農
業が非常に進んで、しかも量的に
圧倒的に多い、それから製品の出
産力も持っているアメリカとか、
カナダとか、やうな國の農業生
産品をどういふやうに分配する
か、その農業生産品をどういふ
やうに分配するかに切り抜ける
か、後進國の農業が支配される
やうなことが懸念されると考へ
ます。そういう点についてどう考
へておられますか。

○永井説明員 これは今答弁のあり
ましたやうに、一國一票でありま
す。この決定は、いわゆる勧告で
ございまして、昨日もその性質が
説明されました通り、勧告の
性質を持つております。

○島津政府委員 林君、あなたは並
木君のあと三十分時間を登上げら
れますが、關連があまり長くなり
ますか。

○林(百)委員 それでは結論を……
勧告だから拒否することができると
言ひますが、やはり現実の問題と
しては、たとえば日米の問題につ
いて、外貨の割当は幾らものを入
れるかといふやうなことも、ほと
んどアメリカ側のイニシアで決定
されて来ますから、やはり将来は
このやうな問題が、アメリカの農
業政策、ことにアメリカの小麦
などは非常に過剰生産になつて
いるが、やうな過剰生産になつて
いる小麦を、むしろアメリカの農
業政策を中心として、その一環
として日本の農業政策が支配さ
れるやうな形になるやうに私は
思ふのです。たとえば販売、分配
といふのですが、販売といふと、
値段はどうか、ソビエトとか、
その他のアジアの諸國から買いた
くても、これに入つてゐると、
やはりこれによる勧告を受けて、
どこかの國から日本が幾ら買
うといふやうな割当が来ると思
はれます。日本が買ふからイニ
シアを握つて、適当な値段で良
質なものを買ふといふ自由が、
かえつて失ふやうな危険が私
にはあると思つてゐます。この
販賣とか、分配とか、このやう
な問題についての勧告を、日本
が都合悪いといふ場合には、こ
れに入つ

ておつても、拒否する自由が十分あり得るとあなたは断言できますか。

○永井説明員 その通りであります。

○守島委員長 並木君。

○並木委員 先ほどから皆さんの質問を聞いていて非常に重要な質問が多いのです。あれはやはり根本農林大臣あるいは周東安本長官から答えを得なければ、私どもは安心ができませんのです。そういう見地から私は根本農林大臣か、または周東安本長官及び大橋法務総裁にぜひお尋ねしたいことがありますから、きょう御出席にならなければ、あしたでもけっこうです。

○守島委員長 ちよつと申し上げますが、きょうは多分出られぬだろうと思

います。それからあしたはわかりませんが、それとも不確定です。一方これは早く上げなければなりませんから、あしたにお譲りになりまして、あしたでもできないかも知れません。その点は御了承願います。どつちになさいます。あしたまでお待ちになりますか。

○並木委員 あしたでけっこうです。どうしても政策的のことですから。

○守島委員長 それでは林君。

○林(百)委員 私もあと二、三点お聞きしたいと思いますが、具体的に連合国食糧農業会議の勧告は、どんな勧告が従来ありましたか、それをおわかりだつたら説明してもらいたいと思

います。

(委員長退席、竹尾委員長代理着席)

○齋藤説明員 昨日黒田さんから同様の御要求があつたのでございますけれども、従来われ／＼が手にしておつた資料は、主として会議関係に関する資

料が大部分でございまして、これまでの決議あるいは議事録等につきましては、たゞ／＼会議に出席したような場合において得たようなものでありまして、その全決議の内容、勧告の内容については十分なことにはわかりませんのでございまして。ただ昨年度の会議に参りました人の持つて帰つた報告書に、こういう勧告がなされたという題目だけがかつておりますので、それをちよつと申し上げてみます。これは一九四九、五〇年度のFAO事業報告書から得たもので、その内容については明確でないことを御了承願いたいと思

います。水産物の科学的、経済的研究に関する勧告、林業の合理化と林政の適確化のための基本的林業方法に関する勧告、歐洲における普及事業の調査の発展に関する協定締結の勧告、南米諸国における普及事業の研修に関する協定締結の勧告、それから農業協同組合の運営、金融及び事業の基本的調査に基づく行政的措置に関する勧告、ハイチにおける池水の魚類養殖方法による水産増進に関する勧告、穀物の貯蔵方法及び施設の改善に対する施策促進に関する勧告、サルヴァドル国における農業金融に関する勧告、農業投資と金融の基本的調査に関する勧告、国際植物保護條約締結に関する勧告、こういうような勧告がなされたということが議事録に載つております。

○林(百)委員 そうすると、その勧告で具体的に日本に影響を及ぼすような勧告がありますか。

○齋藤説明員 たとえば農業協同組合の運営、金融及び事業の基本的調査に基づく行政的措置に関する勧告、これは

農業協同組合の一般的な運営をどういうふうに行つたらいいかというふうなことを研究して報告をいたしてあるものであります。それらの研究報告に基づいて、日本の現在の農業協同組合の運営状況に照し合せてみて、さらに改善するようものがあれば、それを取入れるという程度のものであります。大体において現在の日本の農業協同組合の運営状況から見まして、特に積極的にこれを行ふべきである、これをこうかえるべきであるというふうなことは、ないようには承知しております。

○林(百)委員 それからきょうのうもこれは食糧の国際割当という問題ですが、基本は従来国際緊急食糧委員会があつてこの割当てたのが、今度は国際小麦協定に委譲されたか、今度はいよいよ決まるといふことと解釈していいわけですか、それともこの国際連合食糧農業機関で、基本食糧の国際割当というふうなことでやるわけですか。

○永井説明員 国際緊急食糧割当は、戦後特殊な事情で行われましたが、食糧割当は廃止になりました。従つて今ではやりません。それからFAOが食糧の割当をやるかという御質問と思ひますが、直接FAOが食糧の割当をやるということは、多分ないと思ひます。

○林(百)委員 このFAOへ入つていながら、たとえば食糧を中国だとかソビエトだとか、こういう方面は船賃がからなくて大分安くすると思ひますが、こういう方面から買入ということもできるわけですか、それとも道義的にそういうことはできないのですか。

○永井説明員 それはできると思ひます。

○林(百)委員 そうすると、FAOに

入つており、国際小麦協定に入つておつても、採算が合う條件だつたら、中国やソビエトから将来小麦を入れてもいいわけですね。

○永井説明員 国際小麦協定は、FAOが発起をして会議を開いたというだけであつて、FAOとは全然別個の協定としてできております。その小麦協定の権利義務は、すでに先般討議されましたので御承知だと思いますが、それに反しない、その義務を履行した以外に点につきましては、何らの拘束を受けるものではないと思ひます。

○林(百)委員 それから国際商品清算所の設置の問題ですが、これは今どうなつておりますか。

○齋藤説明員 国際商品清算所につきましては、ちよつと名前を記憶してありませんが、世界生産者団体連合といふふうなところからそういう案が持ち出されまして、FAOの総会にかけられたわけでありまして、これは総会において否決されましたが、その後において何らの進展を見ておりません。

○林(百)委員 この国際商品清算所が、どこの国のどういふ反対で否決されたのか。それからその後それが商品問題委員会というふうにかつて来たようですが、これはどういふ機能を持つておるか、もう少し詳しく御説明願ひたいと思ひます。これは要するに、国際的な食糧の決済関係までここでやるといふことになりまして、FAOへ入つて大休食糧の割当を受けて、その決済までをこの国際商品清算所あるいは商品問題委員会等受けるということになる、食糧問題はこれに非常に拘束されて来るように考えられるのですが、その点、ひとつもう少し詳しく説明願ひたい。

○永井説明員 国際商品清算所の案の討議のこまかい模様はわかりませんが、私どもの聞いておりますところでは、アメリカもイギリスも反対であつたと聞いております。その他どういふ国が賛成し、反対したかは詳細に承知いたしません。そこで、この提案が否決されました。その同じものが商品問題委員会で継続されたというわけではなくて、商品問題委員会では、實際食糧不足国の需要報告を検討してそれを過剰食糧に伝達するとか、食糧過剰国の過剰食糧の処分方法を研究して、その結果政府に勧告する、要するに世界の食糧情勢を見て行つて、フォローして行くといふような任務を与えられておりまして、直接商品問題委員会で行つて、直接商品問題委員会で取引を行うとか、そういった具体的な権限は与えられておりませんので、御指摘のような点はないものと考えております。

○林(百)委員 しかし商品問題委員会は、どこの国はどういふ食糧が不足で、どこの国はどういふ食糧が過剰で、それをどういふように処置をするという勧告をするのでしよう。分配問題についての勧告をするわけじゃないのですか。

○永井説明員 することもあつてあります。

○林(百)委員 することもあつてということになりますと、これに入りますと、やはりその国の食糧の需給関係がFAOで、いろいろ拘束を受けることになるわけじゃないですか、そこでお互いに勧告を受け合つても、勧告を受

諸する意思がないからといって、断るようなことができるかどうか、先ほどのあなたの言われたように、できるならば貿易決済までここでやろうというものを、どん／＼断つて自分の思う採算の合うような形で、このFAOに加盟しておらない国と自由なる取引ができると言えますか、もう一度あなたにこの点を念を押しておきたいと思いますが、道義的にもそういうことができるかどうか。

○永井説明員 勧告の性質は、先般来御説明申し上げた通りでございます。この商品問題委員会というものは、いわば御指摘のような何らかの取引を実施する機関ではございませんので、要するに案を作成して、各政府に勧告をするというところにとどまつております。またその勧告に對しまして討議に参加して、その国の利益に反すれば、反対することはその国の自由であります。またその勧告の性質からして、実施を強制されるということはないのが国際法の原則でございますから、御指摘のような点はないと思います。

○林(百)委員 この国際連合食糧農業機関に加盟して、日本の国内ではどういふ委員会が今度できるのですか。

○永井説明員 このFAOは、このFAOと連絡をとつて、FAOの目的を達成することを容易ならしめるように、国内委員会というものをつくるということを勧告いたしております。あらゆる国が、必ずしも全部その国内委員会をつくつておるわけではありませんが、つくつておるものも、そうでないものも、それはあります。

○林(百)委員 日本ではつくる意思があるのですか、ないのですか。

○永井説明員 目下研究中でございます。

○林(百)委員 つくるとすれば、どういふ機構で、どういふメンバーを入れるてつくるのですか。

○永井説明員 研究中でございます。

○林(百)委員 研究中では、私たちこの案に對して賛否の意思を表示することができないのです。つくるとか、つくらないとか、つくるとすれば、こういうメンバーだということにならないと、この案が具体的に日本の国にどう影響して来るかということがわからなくて、法案を審議しろといつても、無理だと思ふのです。たとえば農民団体の代表も入れるのか、あるいは消費者の団体の代表も入れるのか、あるいは政府の諮問機関的なものになるのか、そういうことがわからなくては、法案の審議ができないのです。——それなら私の方は保留して、明日大臣にこういう点を聞きたいと思ひます。

○竹尾委員長代理 次に高倉定助君。〔おりません〕と呼ぶ者あり〕

○竹尾委員長代理 それではお諮りいたしますが、本日、理事山本利壽君が、都合によりまして理事の辞任を申し出られましたので、これを許可いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○竹尾委員長代理 御異議がございませんければ、さようとりはからいます。

なおこの際ただちに理事の補欠選任を行いたいと存じますが、これは先例によりまして、委員長より指名するに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○竹尾委員長代理 御異議なしと認めまして、並木芳雄君を理事に指名いたします。

それでは本日はこれにて散会いたします。次会は明十六日午前十時より開会いたします。

午後零時二分散会